

化管法施行状況の整理

1. 化管法の概要

2. PRTR制度の施行状況

3. SDS制度の施行状況

化管法の概要

1-1 法律の趣旨・役割

化管法の目的

「環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR）並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること」

（化学物質排出把握管理促進法 第1条）

化管法の構成

第一章 総則
第二章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等（PRTR制度）
第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等（SDS制度）
第四章 雑則
第五章 罰則

化管法の施行令

化学物質排出把握管理促進法施行令

化管法の施行規則

化学物質排出把握管理促進法施行規則
第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令
指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（SDS省令）

1-1 法律の趣旨・役割

化学物質管理指針

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき、指定化学物質等の管理に係る措置を定めたもの。

- 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善等の指定化学物質等の管理の方法
- 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化
- 国民の理解の増進
- 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用

事業者の責務

- 指定化学物質等取扱事業者は、
- 指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるもの等を認識し、
- 化学物質管理指針に留意して、
- 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

化管法の概要

1-2 PRTR制度の概要

PRTR制度の趣旨

PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外に移動する量を、事業所ごとに把握の上都道府県経由で国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度である。

PRTR制度の対象物質

区分	物質数
第一種指定化学物質	462物質

PRTR制度の対象外物質

例外的に把握をしなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有率が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等



密封された状態で使用する製品
乾電池等



一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等



再生資源
金属くず、空き缶等

PRTR制度の対象事業者

対象業種	対象業種として政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
事業者規模	本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者
年間取扱量	いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)の事業所を有する事業者等、又は他法令で定める特定の施設(特別要件施設)を設置している事業者

化管法の概要

1-3 SDS制度の概要

SDS制度の趣旨

化管法SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)制度※1とは、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」(以下「化学品」という。)を他の事業者に譲渡又は提供する際に、化管法SDS(安全データシート)により、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努める制度である。

取引先の事業者から化管法SDSの提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学品について必要な情報を入手し、化学品の適切な管理に役立てることをねらいとする。

SDS制度の対象物質

区分	物質数
第一種指定化学物質	462物質
第二種指定化学物質	100物質
合計	562物質

SDS制度の対象事業者

対象業種	全ての業種が対象
事業者規模	常用雇用者数にかかわらず対象 (小規模事業者も対象)
年間取扱量	年間取扱量にかかわらず対象

SDS制度の対象外物質

例外的にSDSを提供しなくてもよい製品とは



- 対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品
- 固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等
- 密封された状態で使用する製品
乾電池等
- 一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等
- 再生資源
金属くず、空き缶等

※対象外物質は、PRTR制度と同じである。

※1 SDSは、国内では平成23年度までは一般的に「MSDS (Material Safety Data Sheet : 化学物質等安全データシート)」と呼ばれてたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一した。また、GHSに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備した日本工業規格 JIS Z7253においても、「SDS」とされている。

化管法の見直し状況

化管法附則第3条において、政府は法律施行後7年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされており、検討の結果、以下の見直しを実施。

○平成20年11月に化管法施行令を改正

- 第一種指定化学物質：354物質から462物質に変更
- 第二種指定化学物質：81物質から100物質に変更
- PRTR対象業種：医療業を追加

→平成22年度データの把握・届出から適用(平成23年度に集計・公表)

○個別の事業所から届け出られたPRTRデータの公表について、従来の開示請求方式に加え、国による公表方式を追加(平成21年2月から実施)

1. 化管法の概要

2. PRTR制度の施行状況

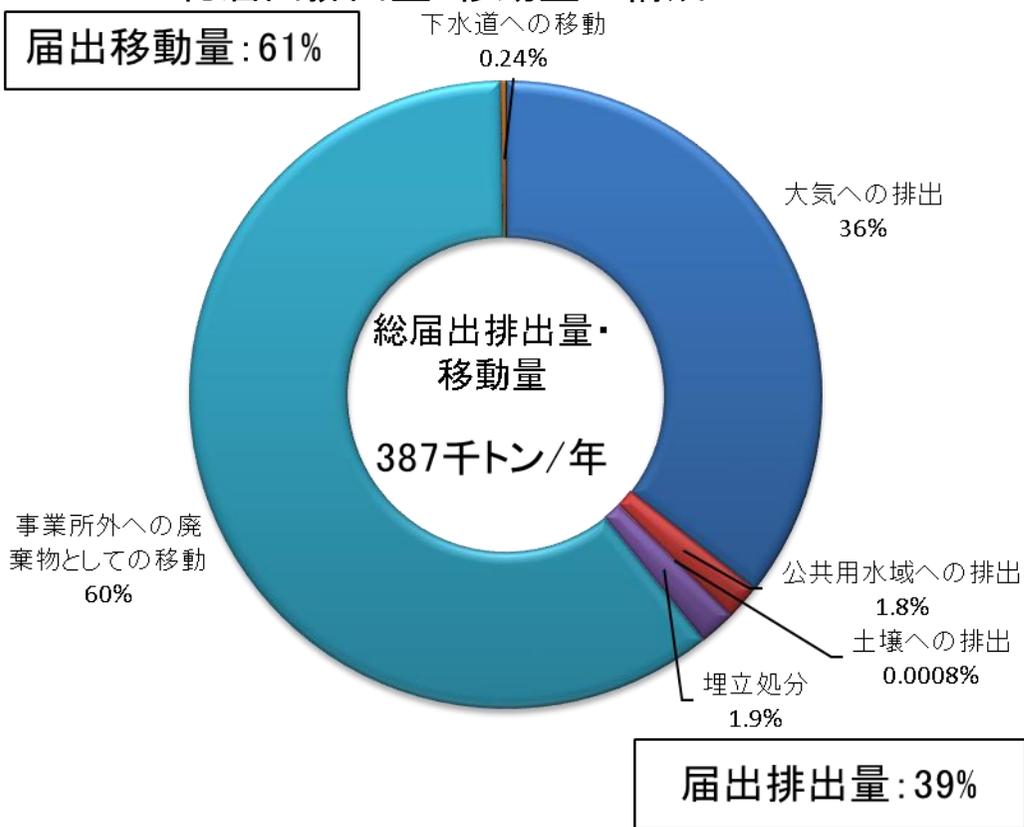
3. SDS制度の施行状況

PRTR制度の施行状況

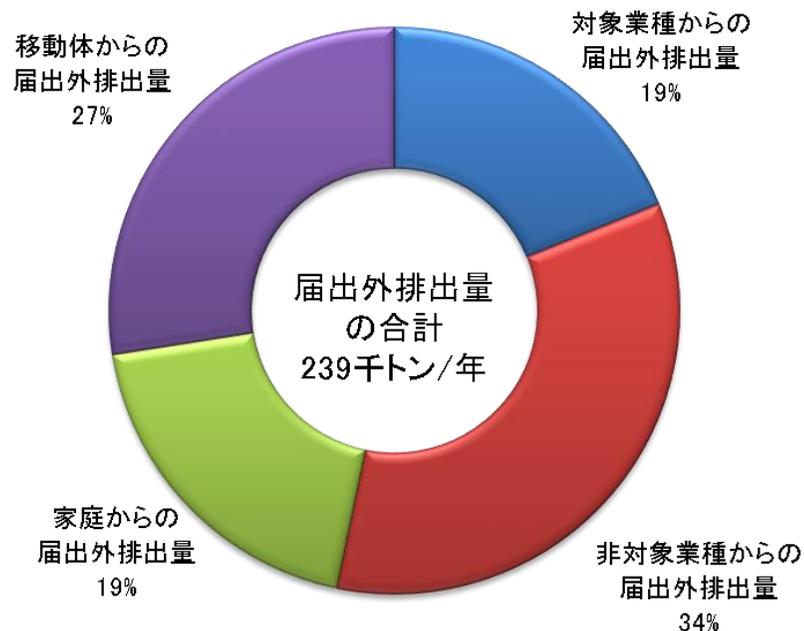
2-1 PRTRデータ(平成29年度)

- 化管法に基づき事業者から届出(総届出事業所数は34,253)のあった化学物質の平成29年度の排出量、移動量等の集計結果と、推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を合わせて本年3月5日に公表した。
- 平成29年度の届出排出量は152千トン(前年度比0.24%の増加)、届出移動量は235千トン(同4.4%の増加)、その合計は387千トン(同2.7%の増加)であった。
- 届出対象外の排出量の合計は、239千トンであった。

総届出排出量・移動量の構成



届出外排出量の構成



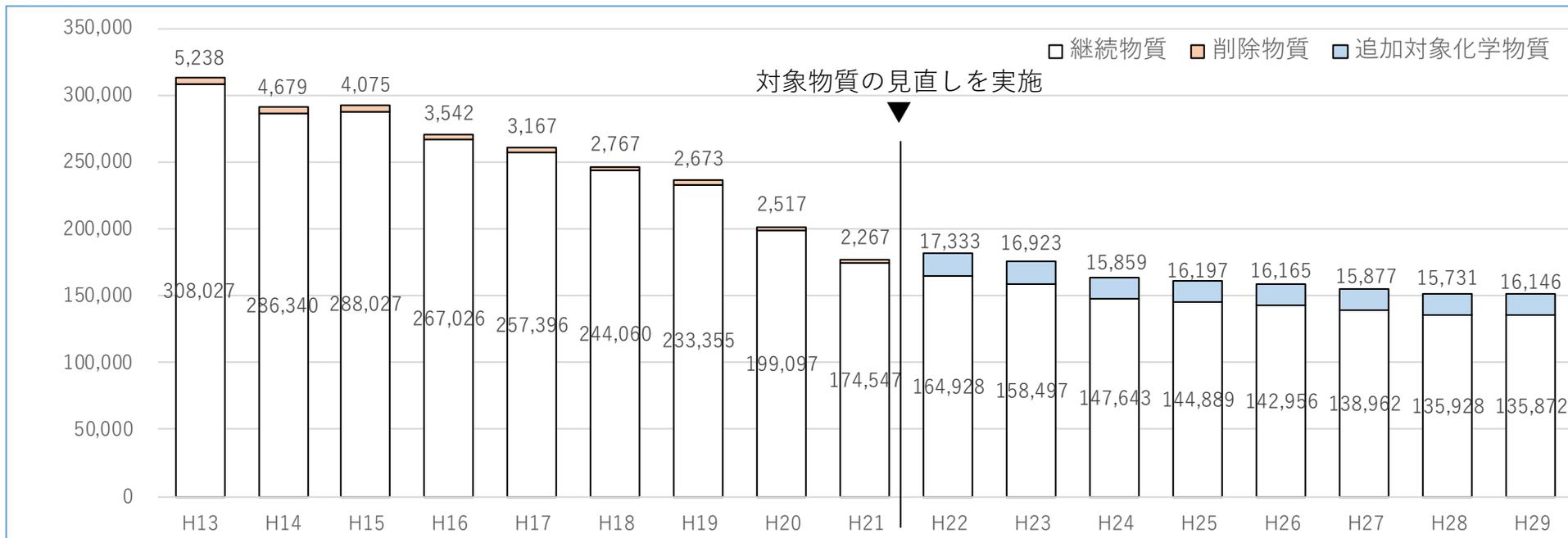
PRTR制度の施行状況

2-2 PRTRデータ(化学物質の排出量・移動量の集計結果)の概要:「届出排出量の推移」

- ・ 継続物質について、総排出量はH13年からの17年間で56%減少した。
- ・ 近年は排出量の削減量が減り、推移が横這いになりつつある。

移動先	継続物質の届出排出量(トン)																
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大気	277,022	253,365	249,240	232,325	225,377	216,694	209,740	179,142	154,769	148,093	142,095	132,504	129,938	128,182	124,645	121,336	121,768
公共用水域	10,505	10,503	11,489	10,186	9,841	9,433	9,305	8,904	8,091	8,311	8,161	7,439	7,264	7,071	6,892	7,090	6,833
土壌	49	44	8	4	4	27	110	153	128	106	154	2	5	1	3	3	3
埋立	20,451	22,429	27,290	24,511	22,175	17,906	14,201	10,897	11,560	8,419	8,088	7,698	7,681	7,702	7,423	7,500	7,267
排出量合計	308,027	286,340	288,027	267,026	257,396	244,060	233,355	199,097	174,547	164,928	158,497	147,643	144,889	142,956	138,962	135,928	135,872

届出排出量(トン)

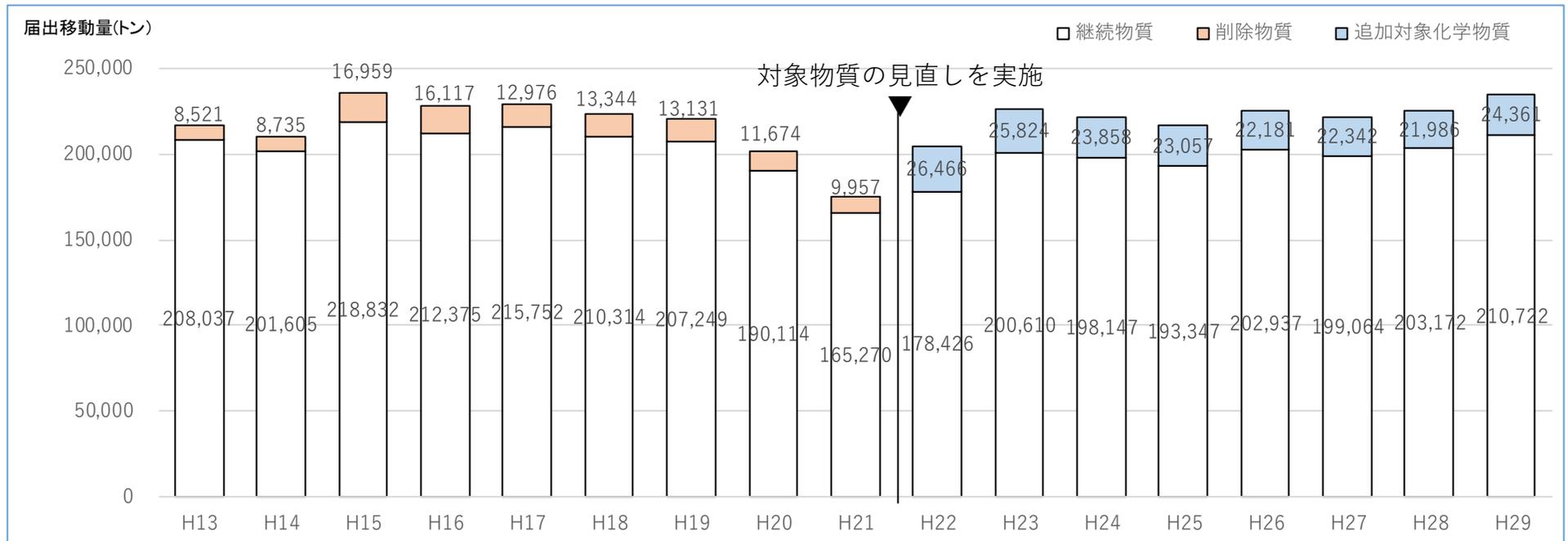


PRTR制度の施行状況

2-2 PRTRデータ(化学物質の排出量・移動量の集計結果)の概要:「届出移動量の推移」

- 届出移動量は近年横這いで推移し続けている。
- 下水道への移動量は調査を始めたH13年から3割以下に減少した。

移動先	継続物質の届出移動量(トン)																
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
廃棄物	204,486	198,969	216,146	209,914	213,576	208,449	205,811	188,911	164,096	177,221	199,532	197,131	192,264	202,040	198,069	202,163	209,973
下水道	3,552	2,636	2,686	2,460	2,176	1,866	1,438	1,203	1,173	1,204	1,078	1,016	1,083	897	996	1,009	749
移動量合計	208,037	201,605	218,832	212,375	215,752	210,314	207,249	190,114	165,270	178,426	200,610	198,147	193,347	202,937	199,064	203,172	210,722

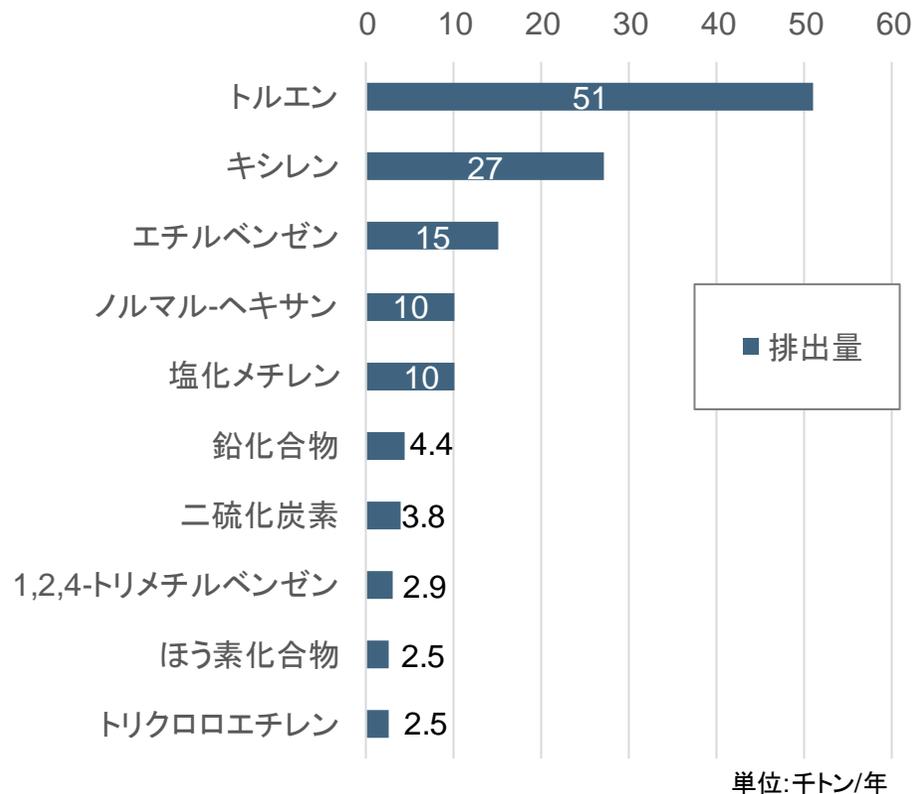


PRTR制度の施行状況

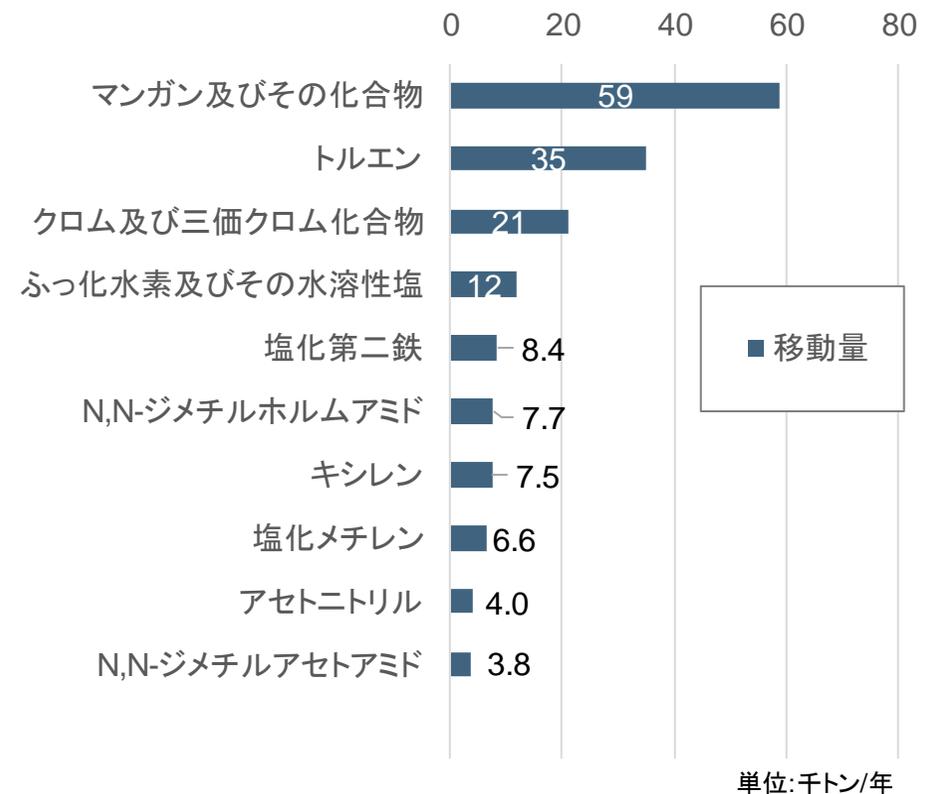
2-2 PRTRデータ(化学物質の排出量・移動量の集計結果)の概要:「総届出排出量・移動量の多い物質」

- 届出排出量の多い上位10物質の合計は130千トンで、総届出排出量152千トンの85%に該当する。
- 届出移動量の多い上位10物質の合計は164千トンで、総届出移動量235千トンの70%に該当する。

届出排出量の上位10物質とその量



届出移動量の上位10物質とその量

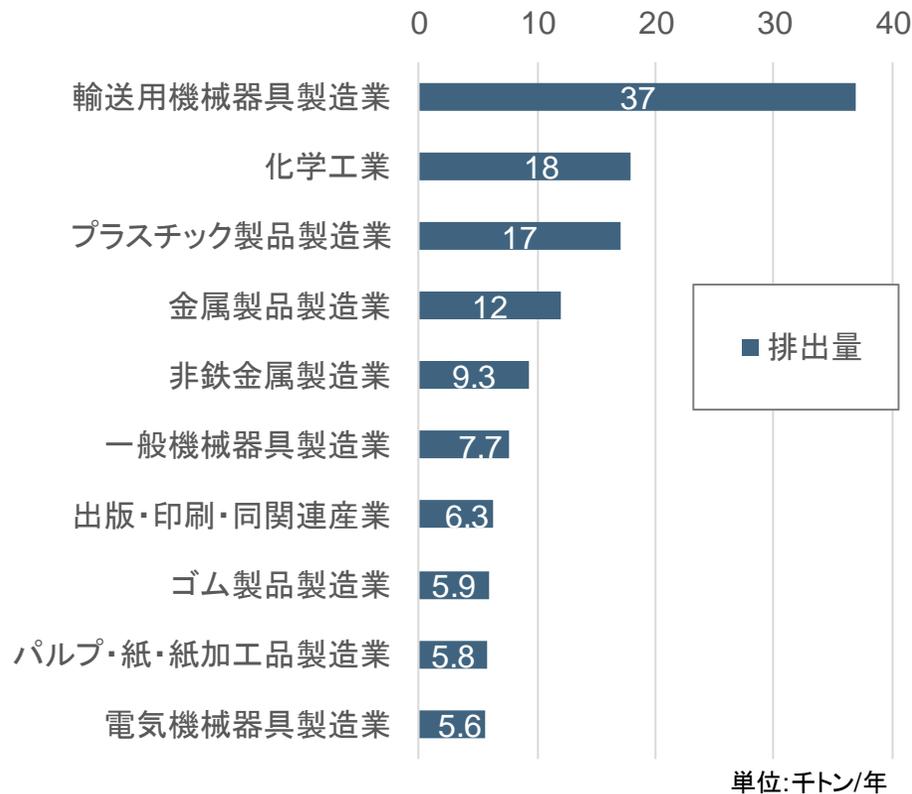


PRTR制度の施行状況

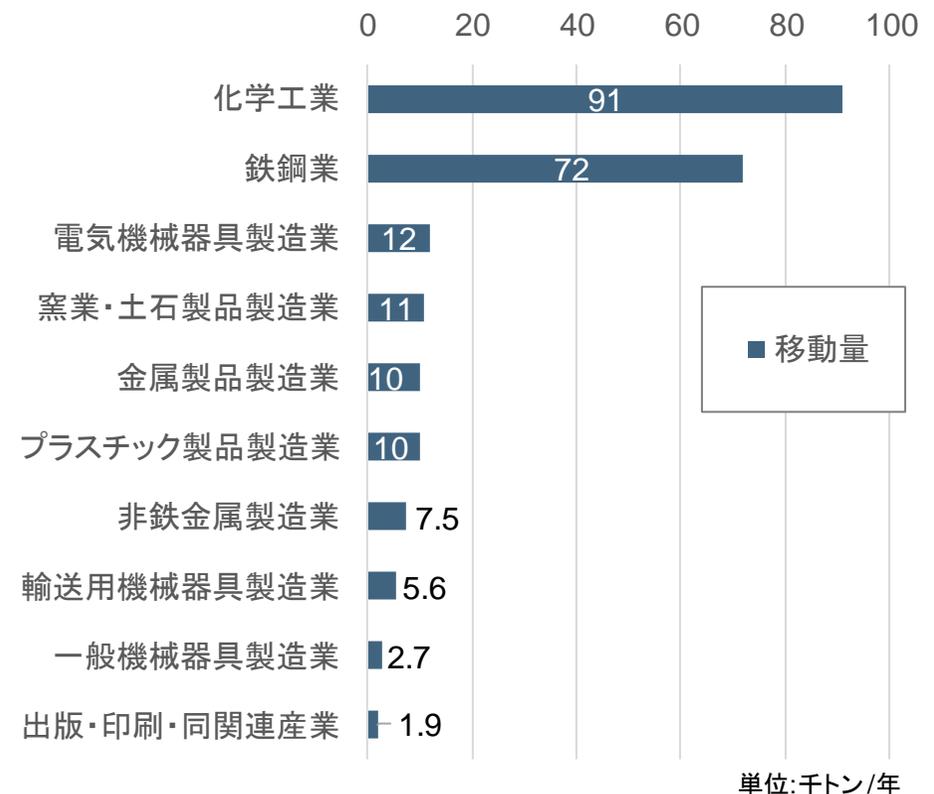
2-2 PRTRデータ(化学物質の排出量・移動量の集計結果)の概要:「業種別の届出排出量・移動量の上位10業種」

- 届出排出量の多い上位10業種の合計は125千トンで、総届出排出量の82%に当たる。
- 届出移動量の多い上位10業種の合計は224千トンで、総届出移動量の95%に当たる

届出排出量の上位10業種とその量



届出移動量の上位10業種とその量



2-3 国の取組み:「算出マニュアルの作成・公表」

- ・ 経済産業省と環境省は共同で、事業者がPRTR制度の届出を正しく実施するための算出マニュアルを作成し、公表している。

算出マニュアルの概要

第Ⅰ部 基本編	<ul style="list-style-type: none">・ PRTR制度の意義・ 基本的なPRTRの実施手順・ 排出量・移動量の基本的な算出手段・ 届出の仕方
第Ⅱ部 解説編	<ul style="list-style-type: none">・ 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順の詳細解説・ 各業種ごとの算出事例等を提示・ 排出量を算出するための作業シート
第Ⅲ部 資料編	<ul style="list-style-type: none">・ 業種別の主な対象物質など、排出量の算出に役立つ関係資料

PRTR制度の施行状況

2-4 PRTR制度の活用例 [1/2]

活用目的		活用者	活用の概要	活用項目
環境保全上の基礎データ	水安全計画の策定	厚生労働省	水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム構築	届出事業所の位置情報 届け出された物質の種類
	化学物質管理計画のガイドライン策定	国土交通省	下水道事業者に向け、化学物質管理計画の策定、情報の提供・リスクコミュニケーションを進めるための具体的な手法を提示。	下水処理場への流入が見込まれる化学物質の種類、流入量
	東日本震災津波堆積物処理指針	環境省	津波堆積物に有害な化学物質が混入している可能性を考慮し、撤去・処理の基本的な考え方や留意事項を取りまとめ	届出事業所の位置情報 届け出された物質の種類
	水質事故原因究明調査での活用	厚生労働省、 環境省	化学物質の流出による取水障害が発生した際、当該物質の取扱事業所を該当流域から抽出し、当該事業所に対して詳細調査を実施。	届出事業所の位置情報 届け出された物質の種類
	土地履歴調査への活用	国土交通省	土壌汚染の可能性を検討するための情報として、PRTR届出施設の位置情報を活用	届出事業所の位置情報 届け出された物質の種類
	大規模災害時における消防活動に向けた活用	大阪府	事業所で扱う化学物質の種類や量、危険性情報等を定期的に市町村消防部局に情報提供し、大規模災害時の二次災害の拡散を防止	届出事業所の位置情報 届け出された物質の種類、取扱量
行政による化学物質対策の優先度決定のための判断材料	有害大気汚染物質に係るリストの見直し	環境省	「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」及び「優先取組物質」の見直しに際してPRTR制度の指定状況・排出量等を活用	第一種指定化学物質の種類 第一種指定化学物質の大気排出量
	一般化学物質等のスクリーニング評価	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化審法では、一般化学物質のスクリーニング評価を行い、リスクが大きくないと言えない化学物質を優先評価化学物質に指定。	第一種指定化学物質の種類と 総排出量
	優先評価化学物質のリスク評価	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化審法において、第二種特定化学物質に該当するかどうかの判定のため、例えばリスク評価(一次)評価Ⅱにおいてばく露評価を行う際の根拠データ等として利用。	リスク評価対象物質の種類 届出事業所の位置情報、届出排出量、業種
事業者によるリスク評価実施のためのツールの提供	事業者によるリスク評価実施のためのツール提供	経済産業省、環境省	事業所周辺の環境濃度予測ツール等を開発し、事業者に提供。	-

PRTR制度の施行状況

2-4 PRTR制度の活用例 [2/2]

活用目的		活用者	活用の概要	活用項目
行政による化学物質対策の優先度決定のための判断材料	有害大気汚染物質モニタリングにおける地点選定への活用	環境省	PRTR データを活用した簡易な大気濃度シミュレーション結果をモニタリング実施地点の検討に活用	該当地域における有害大気汚染物質の届出事業所の位置情報、大気排出量
	地方公共団体によるリスク評価	川崎市	市内におけるPRTR 排出量に基づくリスク評価を実施し、インターネットで公開。	該当地域における有害大気汚染物質の届出事業所の位置情報、大気排出量
	環境モニタリング対象物質・地域選定への活用	群馬県、長野県、静岡県	域内のPRTR 届出情報に基づき、排出量の多い事業所周辺、排出量の多い物質等について環境モニタリングを実施	該当地域における有害大気汚染物質の大気排出量
	条例に基づく管理対象物質選定への活用	札幌市	PRTR 対象物質のうち、水濁法で排水基準の定められている物質・要監視項目に指定されている物質・有害大気汚染物質に該当する物質のほか、市内でこれまでにPRTR 制度に基づく排出量等の報告があった物質から「特定管理化学物質」69 物質を選定	第一種指定化学物質の種類
事業者による自主的な管理の改善の促進支援	事業者によるPRTRデータを活用したリスク評価実施支援	川崎市、横浜市	市内事業者を対象として、METI-LIS を用いたリスク評価講習会を毎年実施し、事業者が自らPRTR対象物質に関する暴露評価を実施できるように支援	第一種指定化学物質の種類 第一種指定化学物質の排出量
国民への情報提供と化学物質に係る理解の促進	PRTRデータを活用した情報提供	静岡県	PRTR届出排出量及び移動量合計の多い事業所名と、当該事業所の環境保全への取組を公開	第一種指定化学物質の種類 第一種指定化学物質の排出量
	PRTRデータの提供方法の工夫による利用促進	地方公共団体(都道府県、政令指定都市)	域内のPRTR届出情報の集計結果を公表し、インターネットや冊子等で公開	該当地域の第一種指定化学物質の種類 上記の排出量
		NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク	様々な検索方法でPRTR 届出情報の閲覧や比較を行うことができるPRTR 検索データベースを作成	第一種指定化学物質の種類、排出量、届出事業所の位置情報、届出年度

1. 化管法の概要

2. PRTR制度の施行状況

3. SDS制度の施行状況

3-1 国の取組み

GHS関連文書の作成等

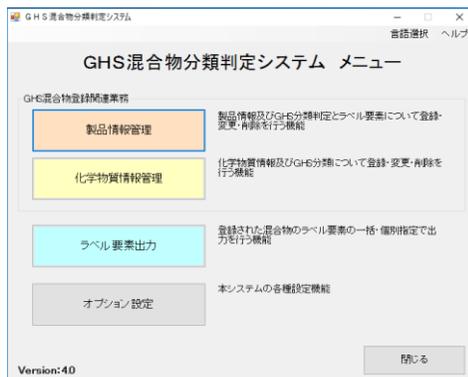
- JISの作成
 - JIS Z 7252:2014 GHSに基づく化学品の分類方法、JIS Z 7253:2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法の作成(両JISとも国連GHS文書改訂4版に基づき策定されている。現在、改訂作業中)。
- GHS分類ガイダンス(事業者向け)の作成
 - GHS分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き。
 - 国連GHS文書改訂4版に基づくJIS Z 7252に対応(平成27年3月改訂)。今後、JIS改正に伴う改訂予定。

GHS分類等に関する支援

- GHS混合物分類判定システムの開発
 - 混合物のGHS分類を実施するための支援ソフト。JIS Z 7252及びGHS分類ガイダンスに基づき、混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力等が可能。
- 政府によるGHS分類結果の公表
 - のべ約4,000物質のGHS分類結果を(独)製品評価技術基盤機構より公表。
- 目安箱等への問合せ対応(対応件数:約100件/月)
- Q&Aの充実・公表(化管法SDS制度に関するQ&A:106問、GHS混合物分類判定システムに関するQ&A:14問掲載)

● GHS混合物判定システムメニュー画面

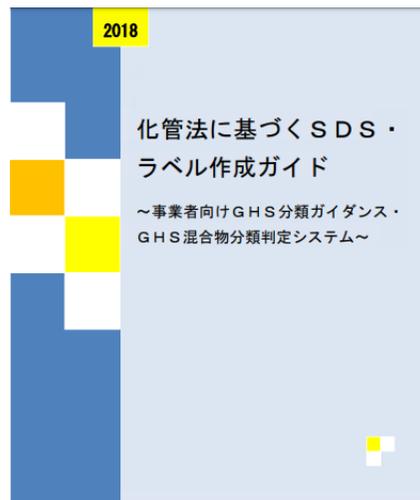
(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html)



普及・啓発

- 全国キャラバン(化学物質管理セミナー)の実施
 - 化管法に関するリスク評価、化管法関係法令、GHSに基づくSDS作成方法、GHS混合物分類判定システム等の概要説明を実施(東京、大阪)。
- パンフレット類の作成
 - -GHS対応- 化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度 の作成。
 - 経済産業省と厚生労働省との共同で作成・ホームページで公開。
- SDS・ラベル作成ガイドの作成
 - SDS・ラベル作成方法、作成例を記載したガイドの作成・ホームページで公開。

● ガイドライン(2018年版)



経済産業省

● パンフレット(2018年版)



経済産業省 厚生労働省

まとめ（化管法の進捗状況の整理）

- 法律の制定時に対して、届出排出量は着実に減少してきている。
 - 平成13年の制定時に対して、総排出量は平成13年からの15年間で51%減少した。
 - 最も減少しているのは大気への排出量であり、VOCを始めとして地域住民に与える影響が大きいため、各事業所にて削減のための取組が行われていると思われる。
 - 一方、近年は届出排出量の減少幅は減りつつあり、推移は横這い気味である。
- 届出移動量は法律の制定以来、横這い傾向が続いている。
 - 平成13年の制定時に対して、継続して調査している化学物質の届出移動量の減少は4%である。
 - 移動量として届出が出されたもののほぼ全てが廃棄物への移動である。
- SDS制度については国から関連文書やシステム等の提供を行うことにより事業者支援を行っている。また、毎年セミナーを実施することにより、普及・啓発に努めている。

化管法の概要

(参考) PRTR制度の概要:「対象業種」

PRTR制度の対象業種

1	金属鉱業	4	電気業	22	医療業
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業	23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	製造業	6	熱供給業		
	a 食料品製造業	7	下水道業	24	自然科学研究所
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業		
	c 繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)		
	d 衣服・その他の繊維製品製造業				
	e 木材・木製品製造業				
	f 家具・装備品製造業	10	石油卸売業		
	g パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)		
	h 出版・印刷・同関連産業				
	i 化学工業				
	j 石油製品・石炭製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)		
	k プラスチック製品製造業				
3	l ゴム製品製造業				
	m なめし革・同製品・毛皮製造業	13	燃料小売業		
	n 窯業・土石製品製造業	14	洗濯業		
	o 鉄鋼業	15	写真業		
	p 非鉄金属製造業	16	自動車整備業		
	q 金属製品製造業	17	機械修理業		
	r 一般機械器具製造業	18	商品検査業		
	s 電気機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)		
	t 輸送用機械器具製造業				
	u 精密機械器具製造業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分量に限る。)		
	v 武器製造業				
	w その他の製造業	21	産業廃棄物処分量 (特別管理産業廃棄物処分量を含む。)		

化管法の概要

(参考) PRTR制度の概要:「届出事項」

事業所ごとの届出事項

事業所の情報	<ul style="list-style-type: none">事業者の名称事業所の名称事業所の所在地事業所において常時使用される従業員の数事業において行われている事業が属する業種
--------	--

第一種指定化学物質ごとの届出事項

化学物質の情報	<ul style="list-style-type: none">第一種指定化学物質の名称第一種指定化学物質の号番号
排出量	<ul style="list-style-type: none">大気への排出公共水域への排出<ul style="list-style-type: none">排出先の河川、湖沼、海域等の名称当該事業所における土壌への排出(当該事業所における埋立処分を除く。)当該事業所における埋立処分<ul style="list-style-type: none">埋立処分を行う場所を以下の選択肢から選択<ul style="list-style-type: none">1.安定型、2.管理型、3.遮断型
移動量	<ul style="list-style-type: none">下水道への移動<ul style="list-style-type: none">移動先の下水道終末処理施設の名称当該事業所の外への移動(下水道への移動を除く。)<ul style="list-style-type: none">当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法を以下の選択肢から選択(複数選択可)<ul style="list-style-type: none">1.脱水・乾燥、2.焼却・熔融、3.油水分離、4.中和、5.破碎・圧縮、6.最終処分、7.その他当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を以下の選択肢から選択(複数選択可)<ul style="list-style-type: none">1.燃え殻、2.汚泥、3.廃油、4.廃酸、5.廃アルカリ、6.廃プラスチック類、7.紙くず、8.木くず、9.繊維くず、10.動植物性残さ、11.動物系固形不要物、12.ゴムくず、13.金属くず、14.ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、15.鉱さい、16.がれき類、17.ばいじん、18.その他

(参考) PRTR制度の概要:「把握する排出量等の区分と算出・把握方法」

把握する排出量・移動量の区分

排出量

1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壌への排出
4. 当該事業所における埋立処分

移動量

1. 下水道への移動
2. 当該事業所の外への移動

算出方法

- 算出する際、以下の5つの方法から選択することができる。

1. 物質収支を用いる方法
2. 実測値を用いる方法
3. 排出係数を用いる方法※
4. 物性値を用いる方法
5. その他の確に算出できると認められる方法

※「PRTR排出量等算出マニュアル」(経済産業省・環境省)にて、計算方法及び排出係数を掲載。
また、業界が設定した排出係数等があり、事業者が適宜選択することとなる。

(参考) PRTR制度の経緯

PRTR制度の経緯

1974年、オランダにて化学物質の排出目録制度が制定され、1986年には米国において、「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法」にもとづき、有害化学物質排出目録(TRI:Toxic Release Inventory)制度が開始された。

その後、1992年の地球サミットにて、PRTRの様なデータベース・情報システムを充実させることが推奨され、OECDにおいても1996年にOECD理事会が加盟国に対し、3年後までにPRTR制度を導入するよう勧告した。それを受けて我が国でもPRTR制度の導入を始め、1999年に化管法を制定し、PRTR制度が導入された。

諸外国のPRTR制度の現状

国名	データ報告開始年	対象物質数	対象事業所数
オランダ	1976	180	~500
米国	1987	594	21873
フランス	1987	186	3735
カナダ	1993	322	7720
英国	1996	313	6145
オーストラリア	1998	93	4104
韓国	1999	415	3435
日本	2001	462	35573
EU	2006	91	32436

(参考) 化学物質規制の国際的・国内の取組み

①化学物質規制の国際的な取組み

1992年	• リオデジャネイロにて開催された地球サミット(国連環境開発会議:UNCED)で採択された「アジェンダ21」と「リオ宣言」が、国際的に化学物質を規制する大きなきっかけとなった。
1996年	• 経済協力開発機構(OECD)が、加盟国がPRTRの導入に取組むよう、理事会勧告を発令した。 ※OECDの理事会勧告を受け、日本でもPRTRに係る検討を開始した。
2002年	• WSSD(World Summit on Sustainable Development、持続可能な開発に関する世界サミット)にて、「2020年までに化学物質による人・環境への悪影響を最小化」することが目標として掲げられた。日本においても、化審法改正(2011年～)を通して、国が全ての化学物質を優先度付けしリスク評価を実施することとなった。

②化学物質規制の国内の取組み

- 平成18年度から、厚生労働省、環境省、経済産業省等、関係各省が連携して、化管法、労働安全衛生法、毒劇法の規制対象となる化学物質を中心にGHS分類実施作業を行っている。現在までにのべ約4,000物質について分類し、NITEのホームページにおいて分類結果を公表している。
- 化審法2009年(平成21年)改正において、既存化学物質を含む国内で流通する全ての化学物質についてリスク評価の制度が導入され、平成22年度から化審法スクリーニング評価が実施されている。その結果、平成24年度以降、毎年約7,000物質について暴露クラスが付与されている。また、暴露クラスが高い物質について、現在までに人健康については246物質、生態影響については292物質について有害性クラスが付与されている。

化管法の概要

(参考) SDS制度の概要:「SDSの記載項目」

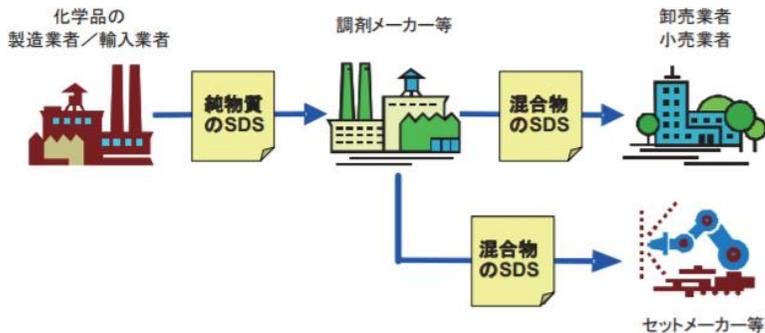
- 化管法に基づくSDSに記載する情報について、化管法SDS省令第3条で以下のとおり規定し、日本語で記載するよう規定している。
- また、記載にあたっては、JISZ 7253に適合する記載を行うよう努めることとしている。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先	項目1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率(有効数字2桁)	項目3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目16 その他の情報

化管法の概要

(参考) SDS制度の概要:「SDSの提供方法」

SDS提供フロー



SDS提供方法



化管法では、化管法に基づくSDSの提供方法として、文書又は磁気ディスクによる交付を原則としています(化管法第14条第1項)。

SDS提供時期

- 化管法に基づくSDSは、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供する時まで提供しなければならない。(化管法第14条第1項)
- 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供することに化管法に基づくSDSを提供しなければならないが、同一の事業者在同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡、提供する場合は、この限りではない。ただし、相手方から化管法に基づくSDSの提供を求められた際には、提供義務が生じる。(化管法SDS省令第6条)。
- 提供した化管法に基づくSDSの内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努めなければならない。

化管法の概要

(参考) SDS制度の概要:「ラベル表示方法」

- 化管法に基づくラベルに記載する情報について、化管法 SDS 省令第 5 条で以下のとおり規定している。
- 化管法に基づくラベルの作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で表示を行うよう努めることとしている。

ラベルに記載すべき情報

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称	
表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号	供給者を特定する情報
-	その他国内法令によって表示が求められる事項

モデルラベル

GHSモデルラベル

(1'S-トランス)-7-クロロ-2',4,6-トリメチルキノリン-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H),1'-シクロヘキサ-2'-エン]-9,4'-ジオン (別名グリセオフルビン) (1S-trans)-7-Chloro-2',4,6-trimethoxy-6'-methylspiro[benzofuran-2(3H),1'-cyclohex-2-ene]-9,4'-diene;Griseofulvin		CAS No.126-07-8 UN No.非該当 内容量:○○○g
		危険
危険有害性情報: ・遺伝性疾患のおそれ ・発がんのおそれの疑い ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ ・全身毒性の障害のおそれ ・長期にわたる、または、反復曝露により肝臓、皮膚の障害のおそれ		
注意書き: 【安全対策】 ・使用前に取扱説明書を入手すること。 ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・適切な個人用保護具を使用すること。 ・粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・取扱い後によく手を洗うこと。 ・この製品を使用する時、飲食または喫煙をしないこと。 【応急措置】 ・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・ばく露した時、または気分が悪い時は、医師に連絡すること。 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 【保管】 ・施設して保管すること。 【廃棄】 ・内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。		
○○○株式会社 〒000-0000 東京都△△区△△町△△目△△番地 Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678		

化管法の概要

(参考)SDS制度の経緯

- 海外で化学物質管理の機運が高まったことを受け(地球サミット、GHS策定等)、日本でも国際基準に則ったSDS制度の整備が進んだ。

	海外	日本
1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 一部の欧米企業が商習慣として、または、化学工業会ベースで自主的にMSDSを作成、提供を行う。 	—
1990年	<ul style="list-style-type: none"> 国際化学工業協会協議会(ICCA)でMSDSの統一案を作成 ILO170号条約(「職場における化学物質の使用の安全に関する条約」)の採択 	—
1992年	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境サミット(アジェンダ21第19章において、MSDSの普及の重要性に言及) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本化学工業協会がMSDSに関する指針を作成・公表 通商産業省、厚生省、労働省がMSDSに関する告示を策定・公表(～1993年)
1994年	<ul style="list-style-type: none"> 国際標準機関(ISO)でMSDSに係る国際規格ISO11014を作成、発行 	—
2000年	—	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法(MSDS提供義務)施行 JIS Z7250:2000「化学物質等安全データシート(MSDS)-第1部:内容及び項目の順序」制定
2001年	—	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質排出把握管理促進法(MSDS提供義務)施行 毒物及び劇物取締法(MSDS提供義務)施行
2003年	<ul style="list-style-type: none"> 国連(UNECE)でラベル表示・SDSに係る国際調和システム(化学品の分類および表示に関する世界調和システム、GHS)を策定、発行 	—
2006年	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の登録、評価、認可及び制限(REACH)に関する欧州議会及び理事会規則(EC) No1907/2006制定 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法(GHSラベル表示義務)施行
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 物質および混合物の分類、表示、包装(CLP)に関する欧州議会および理事会規則(EC) No1272/2008制定 	—
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ISO11014(MSDS)改正 	
2012年	—	<ul style="list-style-type: none"> JIS Z7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」制定 化学物質排出把握管理促進法省令改正 労働安全衛生法省令改正

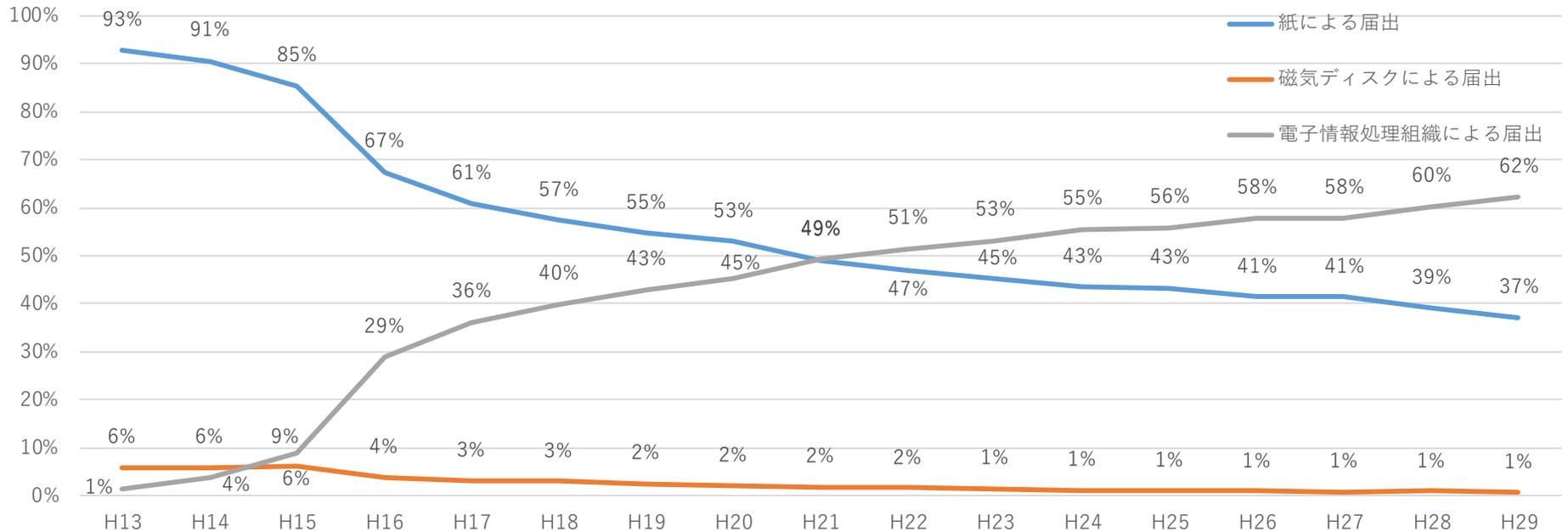
PRTR制度の施行状況

(参考) PRTR制度の届出状況:「届出方法」

- H29年では約6割の事業所が電子情報処理組織による届出を利用している。
- 年々、電子情報処理組織による届出の利用割合は増加傾向。

届出方法	事業所数																
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
紙による届出	32,293	31,221	35,037	27,236	24,919	23,693	22,535	21,163	18,971	17,782	16,824	16,025	15,679	14,830	14,694	13,563	12,735
	93%	91%	85%	67%	61%	57%	55%	53%	49%	47%	45%	43%	43%	41%	41%	39%	37%
磁気ディスクによる届出	2,061	2,021	2,517	1,563	1,267	1,193	1,018	804	681	587	551	428	379	313	282	288	231
	6%	6%	6%	4%	3%	3%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
電子情報処理組織による届出	466	1,255	3,560	11,647	14,841	16,460	17,710	18,049	18,991	19,419	19,742	20,487	20,263	20,731	20,536	20,944	21,287
	1%	4%	9%	29%	36%	40%	43%	45%	49%	51%	53%	55%	56%	58%	58%	60%	62%
合計	34,820	34,497	41,114	40,446	41,027	41,346	41,263	40,016	38,643	37,788	37,117	36,940	36,321	35,874	35,512	34,795	34,253

届出方法の割合の推移



PRTR制度の施行状況

(参考) 国の取組み:「届出情報の開示」

- 届け出られた総排出量・移動量の情報を開示しており、分析のためのツールも公開している。

PRTRけんさくんの画面(PRTR分析ツール)

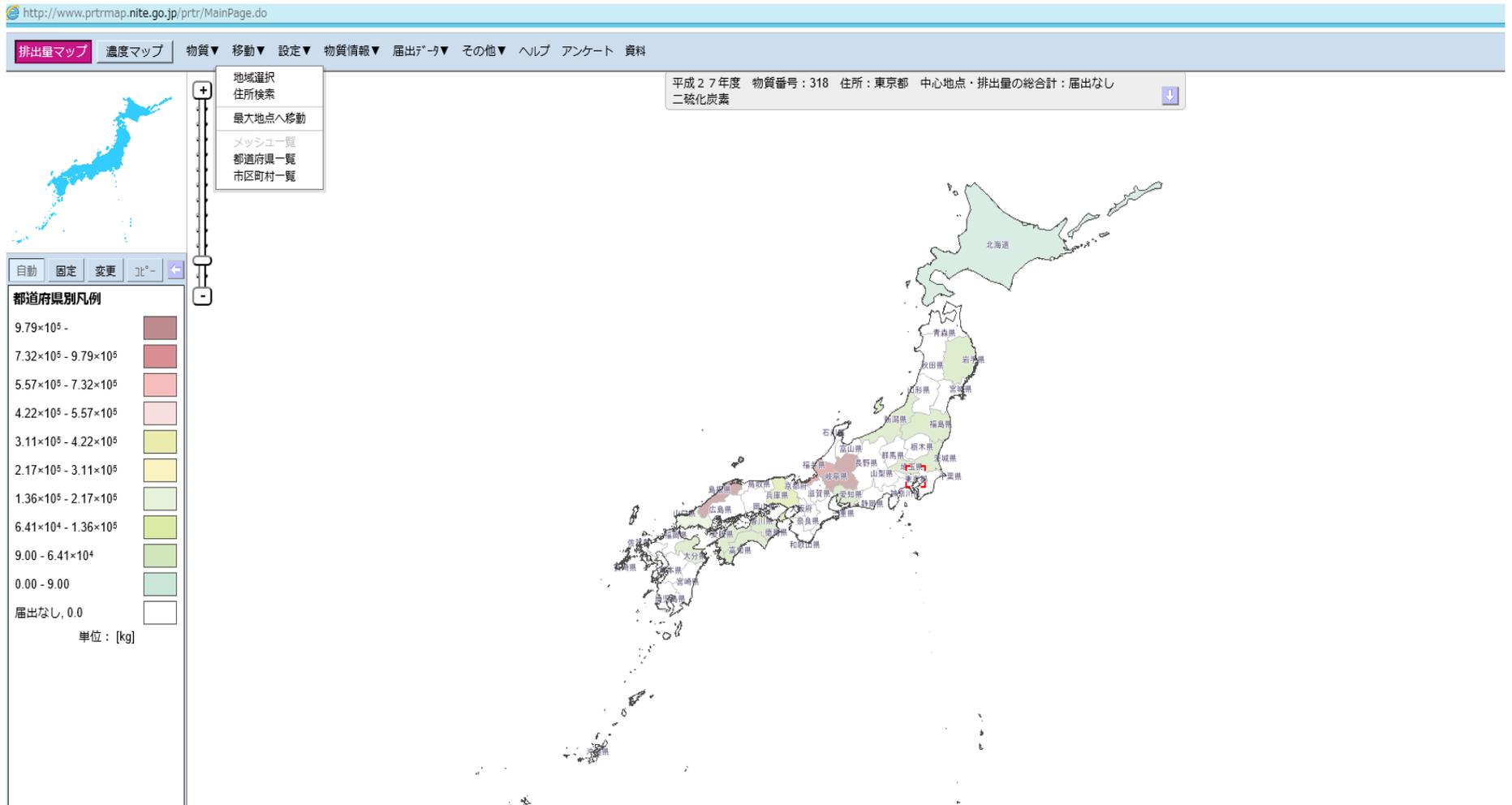
ファイル取込	ファイル出力	検索・抽出	印刷メニュー	排出量集計	比較	表示切替				
整理番号	届出先	届出先	事業者名称	事業者名称	郵便番号	事業所所在地	届出物質数	従業員数	主たる業種	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	北洋道路株式会社	清水プラント	0890101	北海道 上川郡清水町人舞232番地	1	5	2100 石油製品・石炭製品製造業	
Ei 601 000-0000	厚生労働	北海道	株式会社日生舎	株式会社日生舎	0660075	北海道 千歳市北信濃776-11	1	70	7210 洗濯業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	国際航空給油株式会社	国際航空事業所	0840926	北海道 釧路市鶴丘2番地(釧路空港内)	2	65	8722 産業廃棄物処分業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	シグマアルドリッチジャパン合同	ジェンシスオペレーション	0613241	北海道 石狩市新港西1丁目777-13	3	13	2000 化学工業	
Ei 601 000-0000	環境大臣	北海道	角山開発株式会社	角山開発株式会社	0670052	北海道 江別市角山425番地5	1	36	2900 一般機械器具製造業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	本田農機工業株式会社	本田農機工業株式会社	0880121	北海道 岩見沢市栗沢町北本町74番地	3	95	1800 パルプ・紙・紙加工品製造業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	北海道森林業株式会社	札幌事業所千歳工場	0660077	北海道 千歳市上長都947-2	1	3	2100 石油製品・石炭製品製造業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	ニレキ株式会社	北海道支店恵庭工場	0811433	北海道 恵庭市北柏木町3丁目34	1	44	2800 金属製品製造業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	旭イベックス株式会社	栗山工場	0891507	北海道 夕張郡栗山町字旭台1番地103	1	7	13 5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	千歳空港モーターサービス株式	第2サービスステーション	0660012	北海道 千歳市美々	30	5	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	枝幸町	枝幸下水終末処理場	0885804	北海道 枝幸郡枝幸町南浜町1343番地9	30	5	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	枝幸町	歌登下水終末処理場	0885206	北海道 枝幸郡枝幸町歌登西町6792番地1	30	5	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	ニッポン運輸株式会社	現業部第二事業所	0840814	北海道 釧路市西港2丁目102番地8	1	20	4400 倉庫業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	株式会社積水化学品北海道	釧路工場	0840825	北海道 釧路市新野24-1052	1	22	2200 プラスチック製品製造業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレンイチャン給油所	0740022	北海道 深川市北光町1丁目11番7号	7	6	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレン北電和給油所	0782512	北海道 雨竜郡北電町字和7番地1	7	5	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレン多度志給油所	0740141	北海道 深川市多度志220番地	7	3	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレン幌加内給油所	0740401	北海道 雨竜郡幌加内町字平和10270番地3	7	3	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレン深川給油所	0740014	北海道 深川市関西町1丁目5044番地3	7	5	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレン納内給油所	0780151	北海道 深川市納内町3丁目3番47号	7	4	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	きたそらち農業協同組合	ホクレン菅江給油所	0741271	北海道 深川市菅江町字広里59番地1	7	6	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	北日本石油株式会社	札幌支店ルート5朝里給	0470152	北海道 小樽市新光2丁目1番7号	6	30	12 3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	根室市	根室下水終末処理場	0870025	北海道 根室市西浜町1丁目205番地	30	12	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	北日本石油株式会社	札幌支店小樽運河給油	0470031	北海道 小樽市色内1丁目5番11号	7	9	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	北日本石油株式会社	上砂川サービスステーション	0730211	北海道 空知郡上砂川町東鶴南1条3丁目1番7号	6	4	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	環境大臣	北海道	池北三町行政事務組合	銀河クリーンセンター	0893723	北海道 足寄郡足寄町中足寄126番地	31	12	8716 一般廃棄物処理業(ごみ処	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	帯広市	帯広川下水終末処理場	0800811	北海道 帯広市東11条南2丁目1番地	30	18	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	留萌市	留萌浄化センター	0770005	北海道 留萌市船場町1丁目54番地	31	11	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	陸別町	陸別浄化センター	0894324	北海道 足寄郡陸別町字陸別基線318番地12	30	3	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	環境大臣	北海道	早来工営株式会社	早来支店	0591431	北海道 虻田郡安平町早来新栄20-1	32	27	8722 産業廃棄物処分業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	東川町農業協同組合	JA東川給油所	0711426	北海道 上川郡東川町北町3丁目1番1号	6	10	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	摩周石油株式会社	摩周石油川湯給油所	0883465	北海道 川上郡弟子屈町川湯温泉4-17-1	7	3	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	摩周石油株式会社	摩周石油摩周給油所	0883201	北海道 川上郡弟子屈町摩周2-9-16	7	6	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	北海道電機株式会社	奈井江工場	0790300	北海道 空知郡奈井江町字奈井江776番地	1	66	2700 非鉄金属製造業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	三光町給油所	0530042	北海道 苫小牧市三光町5丁目7-10	6	2	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	元町給油所	0530803	北海道 苫小牧市矢代町2丁目3-9	6	5	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	千歳営業所	0660047	北海道 千歳市本町1丁目26	6	5	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	富川営業所	0550006	北海道 沙流郡日高町富川南2丁目1-42	6	5	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	山手給油所	0530855	北海道 苫小牧市見山町3丁目2-3	6	3	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	国土交通	北海道	木古内町	きごないクリーンセンター	0490451	北海道 上磯郡木古内町字新道42番地26	30	4	3830 下水道業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	新冠営業所	0592402	北海道 新冠郡新冠町中央町4-2-6	6	3	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	環境大臣	北海道	苫小牧市	苫小牧市糸井清掃セン...	0530814	北海道 苫小牧市糸井402-4	31	20	8716 一般廃棄物処理業(ごみ処	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	日の出給油所	0660017	北海道 千歳市日の出3丁目15-16	6	6	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	曙港給油所	0530001	北海道 苫小牧市一本松町7丁目11	6	3	5930 燃料小売業	
Ei 601 000-0000	経済産業	北海道	岩倉商事株式会社	志賀営業所	0530004	北海道 苫小牧市志賀町2丁目2-01	6	7	5930 燃料小売業	

PRTR制度の施行状況

(参考) 国の取組み:「排出量マップの作成・公表」

- 届け出られた総排出量・移動量の情報を開示しており、地域ごとの排出量が視覚的に把握出来るツールを公開している。

PRTRマップの画面(排出量マップ)



PRTR制度の施行状況

(参考) 国の取組み:「排出量マップの作成・公表」

PRTRデータ地図上表示システム

